

令和4年度LED街灯設置費補助制度

大館市街灯設置要綱に基づき、町内会が設置するLED街灯工事に対し補助する制度です。

- 補助対象となる工事（工事内容が混在する場合は別々に申請願います）
 - 既存の蛍光灯等からLED街灯への切り替え工事
 - LED街灯の新設工事（事前に市民課との協議が必要です）
 - 不点灯LED街灯の灯具交換工事（自動点滅器のみの交換は対象外です。）
- ※いずれの工事も、使用するLED灯具は10W以内のものとしますので、場合により東北電力へ容量変更の届け出が必要となります。

■補助金額

- 工事に係る費用（電力申請手数料等を含む）の1/2
 - ※算出した金額の100円未満の端数は切り捨てとします。
- 補助金額の上限：1基につき15,000円

■受付期間および実績報告の提出期限

- 受付期間：令和4年4月1日（金）～令和5年2月28日（火）
- 実績報告提出期限：令和5年3月31日（金）

■手続きの方法

市では、令和4年4月から各種申請書類への押印を廃止したため、町内会印や代表者印は不要です。

- ①「補助金交付申請書（様式第1号）」を提出願います。

〈添付書類〉・位置図

- ・設置箇所全ての現況写真
- ・見積書の写しなど、工事に必要な経費が確認できる書類
- ・その他必要な書類

代表者以外のかたが代理で手続きされる場合は、申請書提出時に身分を確認する場合があります。その際は、免許証や保険証など、住所や氏名が確認できる書類の提示をお願いします。（施工事業者の場合は名刺などで確認します。）

- ②申請書の内容を精査し、問題がなければ申請者へ「補助決定通知書（様式第2号）」を送付します。その後に着工願います。
- ③工事費の概算払いが必要な町内会等は「補助金概算払請求書（様式第6号）」を提出願います。概算払請求書を受け付けた日から30日以内に指定の口座に振り込みます。
- ④工事が終了し、施工業者より領収書を受け取りましたら、「補助事業実績報告書（様式第3号）」を提出願います。
- 〈添付書類〉・設置箇所全ての完成写真
- ・施工事業者発行の請求書及び領収書の写しなど、実際の経費を証明する書類
 - ・その他必要な書類
- ⑤実績報告書の内容を精査し問題がなければ、「補助金交付額確定通知書（様式第4号）」を送付します。
- ⑥「補助金交付請求書（様式第5号）」を提出願います。
- ⑦請求書を受け付けた日から30日以内に指定の口座に振り込みます。

【問い合わせ先及び書類の受付】

大館市市民課 生活相談係

電話 43-7044

※比内総合支所市民生活係、田代総合支所市民生活係では書類のお預かりのみ行います。詳しい内容は上記までご連絡ください。